

## 税務情報

### 2024 年度税制改正関連情報及び国税庁からの公表情報

#### 1. 2024 年度税制改正 — 「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」に係る省令の公布

2024 年度税制改正では、非居住者の暗号資産等に係る取引情報を租税条約等に基づき各国税務当局間で自動的に交換するため、国内の暗号資産交換業者等に対し非居住者の暗号資産等に係る取引情報を税務当局に報告することを義務付ける「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」<sup>(\*)</sup>が法制化され、2026 年 1 月 1 日に施行することとされています。

本制度に係る法律は 2024 年 3 月 30 日に、政令は 2024 年 6 月 21 日に公布<sup>(\*\*)</sup>されましたが、6 月 28 日、本制度に係る以下の省令が「[官報号外第 155 号](#)」において公布されました。

- 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

<sup>(\*)</sup> 本制度の概要は、KPMG Japan Tax Newsletter「[2024 年度税制改正大綱](#)」(2023 年 12 月 21 日発行)にてお知らせしています。

<sup>(\*\*)</sup> 本制度に係る政令の公布は、KPMG Japan e-Tax News No.308「[2024 年度税制改正 — イノベーションボックス税制等に係る政令の公布](#)」(2024 年 6 月 24 日発行)にてお知らせしています。

#### 2. 国税庁 — 「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」の公表

2021 年 10 月に OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」(以下、包摂的枠組み)において合意されたグローバル・ミニマム課税に対応するため、2023 年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税における所得合算ルールに相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」が創設されました<sup>(\*)</sup>。

また、これに伴い、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に対し、その納税地の所轄税務署長にその特定多国籍企業グループ等に係る一定の事項(以下、特定多国籍企業グループ等報告事項等)を英語で提供す

ることを義務付ける「特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度」も創設されました<sup>(\*)</sup>。本制度は、包摂的枠組みにおいて承認されたモデルルール及びそのコメントリーの内容を踏まえて制度化が行われており、特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する際は、国際的合意により、国際的に統一された形式とすることが求められています。

国税庁は 6 月 28 日、特定多国籍企業グループ等報告事項等の作成に当たっての参考として、以下の資料を公表しました。

#### ■ [特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領](#) (PDF 822KB)

この資料は、2023 年 7 月に包摂的枠組みにおいて承認された GloBE Information Return<sup>(\*)</sup> (以下、GIR) のデータポイント (Annex A1. Data points) に和訳を付したものの (「II 特定多国籍企業グループ等報告事項等」) 及びその記載要領 (「III 特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」) から構成されています。

なお、資料の「I はじめに」には以下のコメントが記載されています。

- II に掲げる各表及び III の記載要領は、基本的に、法人税法等に規定された定義語を用いて作成されているが、日本以外の国・地域における「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」に相当する税の計算に必要な事項については、法人税法等の規定に対応するその国・地域の租税に関する法令の規定を参照して記載することを想定している。
- II に掲げる各表には、日本以外の国・地域におけるいわゆる軽課税所得ルール (UTPR) に基づく税に関する事項などの日本における未法制の事項が含まれるが、これらの事項については、III の記載要領の該当箇所において、参考として、同月に包摂的枠組みにおいて承認された GIR に係る説明ガイダンス (Annex A2. Explanatory guidance) の該当箇所の和訳を掲出している。
- 各国・地域はモデルルール等に沿って法制化を行うことが見込まれることから、特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領に併せて、モデルルール等や日本以外の国・地域における租税に関する法令の規定も参照して記載してほしい。

<sup>(\*)</sup> これらの制度の概要は、KPMG Japan Tax Newsletter [「2023 年度税制改正大綱」](#) (2022 年 12 月 22 日発行) にてお知らせしています。

<sup>(\*)</sup> 'Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – GloBE Information Return (Pillar Two)' (2023 年 7 月 17 日公表)

### 3. 国税庁 – 「電子帳簿保存法一問一答」の改訂

国税庁は 6 月 28 日、[「電子帳簿保存法一問一答 \(Q&A\)」](#) のページにおいて、以下の一問一答の改訂版 (変更箇所に下線が引かれています。) を公表しました。

#### ■ [電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】令和 6 年 6 月](#) (PDF 1,424KB)

- [電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】令和 6 年 6 月](#) (PDF 1,439KB)
- [電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】 令和 6 年 6 月](#) (PDF 1,274KB)

たとえば電子取引関係の一問一答の改訂版には、一問一答の「令和 5 年 6 月版」の公表後に質問の多かった事項が追加問として整理・集約された「[お問合せの多いご質問（令和 6 年 3 月）](#)」(PDF 289KB) の内容が反映されています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL: 075-353-1270

FAX: 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)

[kpmg.com/jp/tax](http://kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.